

## 令和7年度茨城県産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）とは、令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務について、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託仕様書」のとおり
- （3）実施期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### （委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託仕様書に従って実施しなければならない。委託仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （事業実施計画等）

第3条 乙は、本契約の締結後、委託業務に関する事業実施計画書及び予算書（以下「実施計画書等」という。）を速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の実施計画書等を変更しようとするときは、実施計画書等の変更箇所を明示して速やかに甲に提出するものとする。ただし、予算の変更が各費目の区分の金額の20パーセント以内の増減であるときは、この限りでない。

3 甲は、前2項の規定により提出された実施計画書等に不適当な部分があると認められるときは、当該部分について変更又は修正を乙に指示することができる。

### （委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 前項の委託料以外の一切の費用は、乙の負担とする。

### （委託料の支払）

第5条 甲は、前条に規定する委託料を、委託事業が終了し、第16条の規定による委託料の額の確定の通知をした後、乙からの請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、委託事業の円滑な実施のため必要があると認めるときは、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第1号）を甲に提出するものとする。甲は、当該請求書の提出があった場合、速やかに乙に対して委託料を概算払するものとする。

5 乙は、前項の規定による委託料の概算払を受けたときは、第14条に定める実績報告書の提出と同時に概算払精算書（茨城県財務規則（平成5年茨城県告示第404号）様式102号）を添付し、精算しなければならない。

6 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延

日数に応じ、委託料に年 2.5 パーセントの割合を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるとき又はその金額が 100 円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

#### （契約保証金）

第 6 条 この契約の保証金は、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 138 条第 2 項第 6 号の規定により免除する。

#### （再委託等の制限）

第 7 条 乙は、委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の規定に基づいて甲に承諾を求める場合は、再委託する理由及び内容、再委託を受託する者（以下「再委託先」という。）の所在地及び商号又は名称等、再委託先が取扱う情報等、再委託先に対する監督方法等を甲に届出するものとする。

3 乙は、第 1 項の規定に基づき委託業務の一部を再委託先に委託し、又は請け負わせるときは、再委託先に第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定を遵守させなければならない。

#### （秘密の保持）

第 8 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

#### （目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第 9 条 乙は、委託業務の内容及び委託業務の実施により知り得たデータを他の用途に使用し、又は第三者へ提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

#### （個人情報の保護）

第 10 条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約条項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

#### （機密事項の保護）

第 11 条 乙は、委託業務の実施により知り得た知識、資料及び有形無形の情報を取り扱う場合には、別記特約条項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

#### （貸与品の管理義務及び返還等）

第 12 条 甲は、委託業務の実施のため、貸与物品一覧に示す物品（以下「貸与品」という。）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、甲から提供された貸与品を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、委託業務終了後は直ちに甲に返還しなければならない。

3 甲は、貸与品が、経年劣化等により委託業務の実施の用に供することができなくなった場合、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該貸与品を購入又は調達するものとする。

- 4 乙は、故意又は過失により貸与品を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 乙は、貸与品以外で本業務の実施に必要となる物品等については、委託料の範囲内で購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

(事故発生時の報告義務)

第 13 条 乙は、委託業務の実施に際して事故が発生した場合は、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(実績報告等)

- 第 14 条 乙は、第 3 四半期までの本業務の実施状況に関する事項等を記載した実施状況報告書（第 2 号）を、それぞれ各四半期終了後 10 日以内に甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、年度終了後、本委託業務の実施状況に関する事項等を記載した実績報告書（様式第 3 号）を委託事業終了の日から起算して 10 日以内に甲に提出しなければならない。

(検査)

- 第 15 条 甲は、前条の規定により、乙から実施状況報告書または実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務が委託業務の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、実施状況報告書または実績報告書について補正を命ぜられたときは、直ちに補正を行い甲に提出しなければならない。
  - 3 第 1 項の規定は、前項の規定により補正した実施状況報告書または実績報告書の提出があった場合について準用する。
  - 4 甲は、第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の規定により、実績報告書の検査の結果合格と認めた場合は、委託の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託業務の変更)

第 16 条 乙は、実施要領に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

- 第 17 条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

- 第 18 条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、この契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定による解除により、乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第 19 条 甲は、前条第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(委託業務の報告等)

第 20 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示)

第 21 条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(権利の帰属)

第 22 条 委託業務に関する成果品の所有権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、従前から乙に留保されている著作権については、この限りではない。

(帳簿等)

第 23 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 26 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙

## 1 個人情報の保護

### (1) 乙等の責務

乙及び再委託先（以下「乙等」という。）は、委託業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### (2) 個人情報の収集の制限

委託業務を実施するため個人情報を収集するときは、委託業務を実施するために必要な範囲内で行うこと。なお、収集した個人情報は、その目的の終了後、速やかに甲に返還すること。

### (3) 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するにあたって使用する個人情報は、委託業務を実施するためにのみ使用するものとし、他の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと。

### (4) 複写又は複製の禁止

委託業務を実施するにあたって取り扱う個人情報が記録された帳票等（磁気ディスク、磁気テープその他電子的記録媒体を含む。以下同じ。）は、甲の指示により行うデータのバックアップ及びシステム間のデータ移行を除き、複写し、又は複製しないこと。

### (5) 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を記載した文書により、甲に報告し、その指示を受けること。

### (6) 返還義務

委託業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、その目的の終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

### (7) 法人情報の保護

乙等は、法人情報の取扱いについては、法人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

## 2 機密事項の保護

(1) 乙等は、法令等を遵守し、かつ、甲の指示に従い、誠実にこの契約を履行すること。

(2) 乙等は、委託業務を実施するにあたり知り得た知識、資料及び有形無形の情報は、委託業務を実施するためにのみ使用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

(3) 乙等は、委託業務を実施するため甲から貸与された帳票等（磁気ディスク、磁気テープその他の電子記録媒体を含む。以下「貸与品」という。）を秘密の保持のために十分な注意をもって管理するとともに、貸与品が不用となったときは、速やかに甲に返還すること。

(4) 乙等は、貸与品について、甲からの請求がある場合は、直ちに返還すること。

(5) 乙等は、貸与品について、特に必要が認められる場合を除き、甲の承諾なくして、複写し、又は複製しないこと。

## 3 委託業務の実施に関係する者に対する措置

乙等は、委託業務を実施するにあたって委託業務の実施に関係する者に、第9条、第10条、第13条及び第14条並びにこの特約条項を遵守させなければならない。

## 4 状況報告

(1) 甲は、必要があると認めるときは、この特約条項の遵守状況について乙等に報告を求め、又は乙がこの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いや、機密事項の保護の状況について、随時調査又は必要な指示をすることができる。

(2) 乙等は、前号の規定により特約条項の遵守状況について報告を求められ、又は調査や必要な指示を受けたときは、甲が指示するところにより、これに応じなければならない。

(第 1 2 条関係)

貸与物品一覧

No.	名称	個数	規格等	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務概算払請求書

令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託契約書（以下「契約書」という。）第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり委託費の概算払を請求いたします。

記

1 概算払を要する理由

2 概算払請求額 金 円也

(概算払算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

3 請求額の受領方法 口座振替払

振替 口座	振込先金融機関名	銀行 支店
	種 別	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第2号（第14条第1項関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務実施状況報告書（第 四半期分）

令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので、契約書第14条第1項の規定により報告します。

記

- 1 令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務の実施状況（第 四半期分）  
別添のとおり

茨城県知事 大井川 和彦 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務実績報告書

令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので、契約書第14条第2項の規定により報告します。

記

- 1 令和7年度産業廃棄物処理業許可申請等受付業務の実施状況  
別添のとおり